

民権運動と士族

——上毛自由党論——

はじめに

(11) 民権運動と士族

群馬県は明治十六・七年頃には自由党急進派の一つの牙城と目されたところであり、宮部襄や齋藤壬生雄等上毛自由党の幹部は大井憲太郎と共に党内急進派の領袖とされていた。だが群馬において民権運動が本格的に開始されたのは、十二年四月高崎での有信社結成以降であり、全国的にみて決して早くはない。この有信社がのちに上毛自由党となってゆくのであるが、その中心メンバーは旧高崎・前橋・館林各藩藩士であり、彼らがその後県下での民権運動を終始リードしてゆく。民権運動の昂揚期にあって、運動が士族層によって領導されたところに群馬

県の運動の特質があるといえる。

では有信社結成の意図は一体どこにあったのであろうか。この問題は、単に十年代における民権運動の全国的昂揚を背景にみて、彼ら士族層の動向を探ってゆく丈では、その本質とはかかわりえない。なぜなら有信社の中心を担った個々人の思想の歴史を見ると、彼らは十年代には既に自己の思想形成を遂げていたのであり、問題にはむしろ幕末維新期の動向にあると思えるからである。つまり、十年代における彼らの行動は、詳しくは後で見ると、実は彼らの維新体験と密接につながっており、より正しい問題提起は、維新时期において彼らの擱んだものが十年代の行動をいかに規定していったか、又は彼ら

稲田雅洋

の維新期の思想が民権期においていかなる展開・変容を遂げていったか、という中にあるからである。筆者はさきに別稿「群馬事件とその背景」(『歴史学研究』四〇五号)において、士族民権家と尊攘運動との関係について簡単に言及しておいたが、本稿の目的の第一を右のこの問題に置く。そこで本稿は動乱の幕末期から稿を始めることにする。

本稿の第二の目的は、民権期における有信社↓上毛自由党の活動及び解体の過程をみる中から、その歴史的特質を明らかにすることである。従来、民権運動において士族民権家の果たした役割に対する評価は決して高いものではない。せいぜい運動の初期に先鞭をつけたものとしての意義を認められているにすぎない。あとは運動の昂揚につれて克服されてゆく対象とみなされ、「土族的要素」のもつ近代性が純化されてゆく過程こそが運動の発展過程であるとみなされているといつてよい。だが群馬においては、自由党系の運動を担ったものは、終始一貫して士族であり、彼らは、運動が退潮にむかう時期にあっても、最も積極的に運動を担っていたのである。従ってこうした群馬の特質を明らかにせねばならないであ

ろう。そしてその積極性が当時の状況の中でもった意味をその後の展望をも含めて明らかにしたい。本稿の意図を、ひとまず右の二点に限りたい。

なお、明治十二〜十七年の有信社↓上毛自由党については、別稿でかなり詳しく述べておいたので、重複を避けるため、その時期については簡単に扱うつもりである。そのためクロノロジカルにはかなりアンバランスな叙述となることを、はじめに断っておきたい。

一

上州における尊皇運動の歴史は古い。既に山県大武の明和事件(一七六七年)で小幡藩から少なからぬ連坐者が出ていたし、「寛政三奇人」の一人高山彦九郎は新田郡細谷村生れで新田義貞につらなる郷士の家の出であるとされている。又近隣の常野に藤田幽谷・蒲生君平があり、少なからぬ影響があった。こうした思想的土壌のうえに、十九世紀に至り幕藩体制の矛盾の激化と、いや増す列強船舶の近海出没に触発されて尊攘運動が展開する。かくて尊攘論は、一部先覚志士のものから一定の定着性をもつに至った。平田篤胤の高弟生田万(元館林藩士)

が拍崎に行く前、太田在で開塾した時は近隣諸郷の豪農が訪う者多く、専用の大塾舎を建てねばならなかった程だとい⁽¹⁾う。

一般に関東諸州は譜代小藩と旗本領が微細に入りくみ、それ故に権力の統治力が弱くならざるをえなかったが、新たな歴史への胎動はその變の間より生じた。治安の弱まりは、農民支配の弱体化となり、百姓一揆を頻発させることになるが、とりわけ安政開港以降の経済構造の変化は中農層以下の生活を困窮させ、幕末には世直し一揆の昂揚に結果する。こうした状況の中で、村落支配の危機に面した豪農層は、新たな支配体系を求め(↓尊皇論)、かつ開港による市場構造の変化が上昇よりも没落へと己れを向わせるとき、幕府の外交政策に批判をもち(↓攘夷論)、彼らは諸国からの脱藩浪士や尊攘志士を村塾・郷塾に迎え、自らの政治的自覚を遂げていったのである。だが幕末期の治安の弱まりは同時に、こうした浪士・豪農の結合による反幕藩制的機運の昂まりをも抑える力をもたず、やがて彼らは政治運動を展開してゆく。いわゆる草莽の輩出である。武・上・下の隣接する地帯はこうした機運の昂まりを強く見せた地域であるが、上

州についてみれば、新田義貞の後裔新田満次郎を戴く東毛はその拠点の一つであり、彼らは筑波山天狗党の水戸浪士や、慶応三年の野州出流山拳兵⁽²⁾——薩邸に拠る相楽総三らの江戸攪乱工作の後方作戦——などでの、常野の志士の動きと関係をもっていた。

ところでこうした機運の昂まりは諸藩士にも少なからず影響を与えていた。だが「横議」する「兇士」と、藩という幕藩体制の枠内で思考する藩士とでは、おのずからその運動の次元は異なってくる。実は、後に有信社員となる者たちは、当時諸藩の枠内で思想形成を遂げていたのであるが、彼らはその頃いかなる行動をとったのであろうか。有信社の代表的幹部となる者数名のこの期の動きを、幕末維新期の諸藩の動向と関連させつつ見てゆくことにする。

まず、尊攘倒幕運動と最も積極的な関係をもったのは東毛館林藩の木呂子退蔵である。⁽³⁾館林藩は藩主自ら以前より水戸藩の学風を敬慕し、安政期以降は彰弘館の史書に基づき、多大の費用を投じて独自の山陵補修を行う程であったから、藩内には尊皇の気風が強く漲っていた。こうした藩風は他藩では見られない尊攘論の展開をみる

が、藩主・家中一体となったそうした動きは、「新田氏以来」という風土的条件を除けば、水戸藩の亜流でしかなかったであろう。だがそうした枠を打破る動きは以外と早くやってきた。元治元年第一次長征が起るや、藩内は長征の是非をめぐり紛糾対立する。幕府の政策問題が藩内対立を呼び起したことは、当時東国では珍しいといえよう。この時青年藩士九人（「断髮党」）が秘かに藩を脱し、在府の藩執政に征長の非を説き、同時に弊政を詰問し辞任に追い込むという事件が起った。だが彼ら急進尊攘派はその罪を問われ、しばし圜圜の身となる。そして断髮党の意見が藩政をリードするのは大政奉還後である。その一人で釈放後西下し暫し萩にあった大屋弁次郎は大村益次郎らと相識り、官軍東征に際し軍監に昇進している。長らく紛糾し続けた藩論もこの頃既に「勤王無二」を打出し——慶応四年二月、東国にあっては大へん早い——、京との連絡も密にし、館林は幕軍敗兵や佐幕諸藩脱兵の抵抗の続く関東鎮撫の拠点となってゆくのである。

のちに群馬県下十四郡九千人の代表として国会開設請願書を呈出する木呂子退蔵も、こうした経緯を辿った館

林藩の急進尊攘派（Ⅱ断髮党）の一人であったのである。彼は岩倉東山道鎮撫総督の命により藩兵軍監として常野の戦闘に参加し、更に総督府軍監となり東北戦争にも参加してゆく。ただ彼は東北鎮撫後、栄達の予想された新政府への出仕を固辞し、若くして隠遁してしまうのだが、今その理由を確かめる史料はない。彼が再び活動の表面に出てくるのは明治七年の台湾出兵の時である。その時有志を募り従軍を願い出たが、やがて事は終り果されなかった。そして十一年の北陸道巡幸の際、御用掛の命をうけるが、同じくその任にあった県警警部の宮部襄（旧高崎藩士・のち有信社社長）との接触がなされ、又その頃館林警察署長として来任した長坂八郎（旧高崎藩士・のち有信社副社長）とも知り合い、ここに東毛における、有信社結成に至る人的結合はなされたものとおもわれる。断髮党↓有信社の系譜は、有信社の一つの大きな勢力であったが、彼らと民権運動とのかかわり方は、木呂子の征台志願に表われているように、その大筋において尊攘倒幕派↓征韓派の系譜、つまり「士族民権」の一般的範疇において捉えられよう——事実、断髮党の一人で司法省官吏として栄達の途にあった前述の大屋は、西南戦

争での西郷自刃を聞くや、「吾事止む」と日夜憂憤し、やがて「許姦志」を草して自刃している。そこには関東の譜代小藩にありながらも、西南雄藩と類似する経過を辿った倒幕派のあり方を示しているといえよう——。そして民権運動が昂揚してくると、木呂子は指導部に祭りあげられ、「国会開設請願書」の奉呈委員となつてゆくのである。だが群馬にあつては、民権運動とのこうしたかかわり方は必ずしも主流ではない。そこで他の場合を見てみよう。

三河以来の譜代であつた大河内氏を藩主に戴く高崎藩のばあいも、幕末期にあつては、北関東の動向とは無縁ではありえなかつた。例えば宮部襲の家系は代々の藩士であつたが、祖父・父共に尊皇の志に篤く、祖父主馬蔵は、藩の執事でありながら、文政期に、『山陵私考』を著し、幕府の忌諱にふれて塾居を命ぜられた程であり、爾來勤王を以て家範としたといふ。こうした家風の中で育つた裏も幼少より水戸学を修めている。十五歳で江戸に上り安井息軒に入門するが、彼より強い影響を受けたことは後の思想と行動に示される。その後一時横浜で洋学を学ぶが、病を得て帰国、藩内尊攘派青年層の信望を

大いに得たようである。

幕末期の高崎藩では幾度かの藩内抗争が起つているが、門閥間の争いや、洋式兵制の採用の是非をめぐる争いに、尊攘論がからんでかなり複雑な様相を呈した。尊攘論をめぐる対立という点、ふつう、やがて倒幕派を生み出してゆく、長州に代表される西南雄藩のばあいを考えがちであるが、関東譜代各藩のばあいは、その類型では捉えられない。そして藩内尊攘派は、館林藩の様な特殊な例もあるが、ふつうは倒幕という次元にまでは至らない。

例えば大政奉還後、高崎藩では藩の去就をめぐる藩論が二分するが、薩長軍の東下のまえに勤王恭順を打出したのは、実は、ただ藩の存続のみを考え、大勢順応主義をとる守旧派であつたのである。そして上士層のそうした態度に反発した下士層四十二名は、弾薬・兵器を携えて脱藩し、やがて彰義隊に投じて東征軍と戦うのであるが、その時の彼らの主張というのには、「薩長ノ二藩幼帝冲ノ天子ヲ擁シ強ヒテ徳川氏ヲ斃シ以テ膝ヲ洋夷ニ屈ス此レ先帝ノ遺志ニ違背シ以テ大ニ国家ヲ誤ル者ト為シ慷慨悲憤自ラ禁ズル事能ハズ」であつた。ここに尊攘敬幕的基調に貫かれた関東譜代藩の藩内尊攘派の特徴がある

といえよう。

実は宮部もこうしたグループの一員であったのであり、『翁評伝』はこの間の彼の事情を、夙に水戸派の学を崇び、尊王排覇の青年に推重せられて、常に其牛耳を執れり、然も西軍恩威を弄し薩長の武士、陸梁跋扈するを見るや、……東軍を助けんとす」と述べている。ただし、藩主が新政府より召還を受け、その入京をめぐり藩論が二分した頃、彼は藩主の命により京に行ってしまったので、東台の変には参加していない。——しかし幕臣や会桑の兵とも密約を交していたという。こうした経緯から脱藩しなかった彼は、藩主の推挙により新政府の貢士となり、後に帰藩後は藩大監察・文武学校総裁となる。しかし大勢順応主義をとる守旧上士層と革新下士層との対立はその後も続き、明治二・三年の五万石騒動前後の藩制改革でそれが顕在化し、三年六月に革新派から四十数名の蟄居・謹慎処分者を出す、その中には宮部や長坂八郎も含まれていた。宮部はその後、下士層の要求を代弁した門閥打破・人材登用等や、一揆農民の要求をある程度容れた、「時弊十カ条」を提出する。だがいれられず、同年十二月その非を上訴せんと、長坂らと共に参議

副島種臣をたより上京するが、藩より派遣された軍兵により逮捕され禁錮の処分をうけてしまう。かくして革新下士層の要求は出口を塞がれてしまうが、それは関東譜代小藩の尊攘派という、幕末維新时期にあっては常に浮びあがりえなかつた存在が、維新という大きな波に翻弄されてゆく運命を象徴しているといえよう。そしてその不満は彼らの心の奥深く沈澱されてゆく。

その後宮部と長坂は高崎を離れ、宮部は渡会(現三重)・白川(現熊本)各県の県吏を歴任し、長坂も民部省・白川県に出仕した。この間彼らは官吏にありながらも、反藩閥意識と藩内上士層への反感を抱き続けていたと思われる。西南戦争の後頃、帰県した彼らは県警本部に出仕し、前述のように木呂子らと関係をもつに至るが、同時に、同じく県警に多くの人材を出していた旧前橋藩士たちとの接触をも深めていった。

そこで次に前橋藩の維新时期の動向⁽⁸⁾を見てみよう。前橋松平藩は天明期の利根川大洪水以来、川越に城を移しており、前橋城を再興し、本格的に帰還を開始するのは慶応期に入ってからである。川越松平家は家康の第二子秀康の五男直基を始祖とする大名であったが、嘉永七年に

水戸烈公の子八郎麿が養子として入り、十代藩主大和守直侯を襲名する。直侯の治世は僅か七年にすぎなかったが、その間水戸藩の影響をうけ、藩校博諭堂は弘道館に倣ったものであった。のち民権家として活躍する齋藤壬生雄・山口重五郎兄弟の父齋藤信一（看田）も、藤田東湖を深く尊敬し、『回天詩史』を最も愛誦する、藩士の一人であった。

だが松平藩の場合、始祖以来、宗家たる徳川家への忠誠を専らとし、「御代々様の御志を継ぎ幕意に基づき一家の力を尽す⁽¹⁰⁾」という譜代意識が強固に藩士全体を支配しており、時には志賀敬内事件⁽¹¹⁾が起ったり、脱藩者の出ることはあっても、尊攘問題が藩の問題として表面化することは一度もなかった。そこには「幾重にも宗家のために御尽力」という伝統的な譜代意識の貫徹があるが、同時にまた、十一代藩主直克が松平慶永の後任として政事総裁職に就任し、八・一八クーデター前後の幕閣の中樞を担ったという、幕末政治状況の中でもった前橋藩の政治的位置とも関連していたといえよう。

だが前橋藩は、幕末におけるこうした特殊な位置の故に、王政復古後、東征官軍より、激しく且つ威圧的な対

応を受けることになる。藩主直克は上京を命ぜられ、いち早く謹慎の身に処せられたが、館林に本拠を置いた官軍参謀祖式金八郎（長州藩士）は、敗走幕兵の抵抗の続く野州や会津との国境に兵を進めるべく、過大の献金及び兵士・武器の提出を強要した。しかし藩主の身と藩の存続のみをひたすら案ずる老臣たちは、錦の御旗の前には抗い難く、只管恭順にふしそれに応ぜざるをえなかった。だが薩長軍は、朝威を以て「賊藩」と匂わせ、侮蔑的対応を以て臨んだ。例えば、祖式は馬上のまま入城し、新築後まだ藩主さえ入ったことのない書院を土足のまま蹂躪し、無理難題を命じた⁽¹²⁾。こうした傍若無人ぶりは藩士たちを齒ぎりさせ、「皆其亡状を恚ざるなし⁽¹³⁾」であったという。このようにして官軍により藩が汚されてゆくと感じた齋藤壬生雄・屋代由平ら四人の青年藩士は、三國峠を越えて会津に走るのである。「君家を軽蔑し暴行を極むるを見るに忍び⁽¹⁴⁾」ざる決行であったというが、齋藤の場合は父信一が前橋再築城にあたりその重職を担っていただけに、その憤りは更に大きかった。それは死を覚悟した上での「やむにやまれ⁽¹⁵⁾」ぬ心からの脱藩であったという。四人のうち一人は帰藩したが、三人は会津

入城後、別々の隊に編入され、齋藤は越後口に転戦し、落城後捕虜となる。また屋代は、東北列藩同盟への加盟オルグのために両毛工作に來た雲井龍雄らの一行の先導をして上州に戻ってきたところ、利根郡片品村須賀川で、朝命により警備中の前橋・小幡両藩兵により宿を襲われ殺される⁽¹⁶⁾。捕囚五カ月にして釈放された齋藤は、切腹覚悟で帰藩するが、既に官軍の引揚げた後であり、藩内には脱藩走会を「快拳」とする空気が強く、助命される。以上が幕末維新期の前橋藩の動向と、その中で、のち自由党決死派の袖領の一人となる齋藤壬生雄の、若き日の行動である。

その後齋藤は自学自修に努め、帰農した父の手伝いや、豪農子弟の家庭教師をしていたが、西南戦争後、一等巡查となり、その後沼田署一等巡查長代理に昇進する。そして宮部らとの親交がもたれてゆくのである。

青柳新米の『回想録』には、父・両兄の想い出が屢々出てくるが、水戸学を奉ずる家風と、破邪顕正の性格の強かった壬生雄の姿が生々しく描かれている。彼の会津脱走は明らかに朝威を笠に着た薩長軍への反発であり、この点では、尊攘の正統吾にありとする、さきの宮部の

場合と共通するものがあるといえよう。彼らが維新体験より擲んだものは、幕末に於て彼らの置かれていた位置（及び思想）からする、新政府を薩長専断の府とする視点であり、関東譜代小藩の尊攘派（又はそうした思想をもった者）の維新とのかかわり方より得た維新政権への独自の立場の獲得であった。

有信社は、旧館林藩断髮党の木呂子らを糾合しながら、この宮部（＝高崎藩）——齋藤（＝前橋藩）ラインを主軸として結成されてゆく。それ故彼らが藩閥政府を批判するときの視座は、西南雄藩の士族民権の潮流との表面的・スローガンの一致をもちながらも、決してそれと軌を一にするものではない。否それどころか、彼らの民権運動とのかかわり方の中にも、依然として西南雄藩への対抗意識が強く流れていた。

宮部の盟友にして義弟であった深井卓爾は有信社結成前後の宮部の心境を次のように述べている。

偶々大阪愛国社の檄に接す、君見て深く時勢に感ずる処あり、因て其莫逆の友長坂八郎齋藤壬生雄を招き、民党の檄を示して曰く、君等多年の宿論、又西漸せんとす、関東の健児、豈に彼等に一着を輸して可ならん

(19) 民権運動と士族

や、

この宮部の「多年の宿論又西漸せんとす」という詠嘆こそは、維新政府が西南雄藩の私握するものにすぎず、その藩閥政治を正すべきはずの民権運動が、又しても西国から興ってきたことに対する苛立ちではないだろうか。つまり宮部らにとっては、戊辰期以来の反西南意識が民権運動参加のバネになっているのである。

新政府から政策論的反対派として分れた西南雄藩の民権派は、結果において、ともすれば「獅子の分け前」的運動として終りがちな側面があった。それに対して群馬の民権派のちに至るまで「専制政府」と徹底的に対立していった要因の一つは、その当初より明治政府を相対化しうる歴史的視座をもっていたことによるといえる。有信社結成は前述の如く明治十二年である。この期の一般的情勢を述べれば、既に民権運動は全国的展開を示しており、群馬においても旧高崎藩士伊賀我何人らによって『群馬新誌』が既に刊行され、民権論の紹介がなされていた。更に秩禄処分から西南インフレへと向う現実には、旧支配階級としての士族の地位と生活を脅かしており、宮部らの動向は「不平士族」大衆を動かす条件があ

ったといえる。

有信社の規約など組織的なことは不明だが、その活動として重要なものは、有信社が中心となり十三年九月に高崎で開いた上毛有志会と、その有志会決議に基づく国会開設請願書の提出である。これらの運動を通じて、有信社は群馬の民権運動の中心的担い手となると同時に、全国的運動とのかかわりをもってゆく。

- (1) 『群馬県史』第三卷、三一〇頁。
- (2) 同右・八章、及び長谷川伸『相楽総三とその同志』参照。
- (3) 館林藩と木呂子については、『館林叢談』、『群馬県史』第三卷、『邑楽郡誌』による。
- (4) 高崎藩については、基本的には『高崎藩近世史略』による。外に『高崎市史』旧版・新版も参照。
- (5) 藤沢徳三「宮部襄翁評伝」(『上毛及上毛人』一〇四号)。宮部についてはこれに負うところが多い。外に萩原進「勇ましき先駆者」(『明治の群像5』)も参照。
- (6) 『高崎藩近世史略』下。
- (7) 宮部の行動には、同じ息軒門下の雲井龍雄と符牒の重なる部分が非常に多いが、両者の関係については今のところ不明である。
- (8) 前橋藩については基本的には『橋藩私史』、外に『前

『橋本市史』(新版) 第二巻をも参照。

(9) 斎藤壬生雄については実弟青柳新米の六十九冊にのぼる『回想録』(未刊)及び、『橋藩私史』参照。

(10) 藩主直克の文久二年五月十一日の家中一統への「直書」(『前橋市史』第二巻一二六三頁)。

(11) 出流山拳兵のさい、藩士志賀敬内が薩邸浪士と呼応し、藩主の養祖父を擁立せんとして失敗した事件。志賀は処刑され藩内からもかなりの連坐者を出した。(『橋藩私史』に詳しい)

(12)、(13)、(14) 『橋藩私史』。

(15) 『青柳新米回想録』。

(16) 安藤英雄『雲井龍雄研究伝記篇』第六章。

(17) 深井『宮部襄君』。注(5)の「評伝」も全く同文。

二

国会開設請願書は、県下八、九八〇人の署名を集め、木呂子・長坂を総代として翌十月元老院に呈出された。僅か一月間に九千人近い署名を得たことは、国会開設がいかん当時の国民的要求であったかを示している。また、新井毫や清水永三郎等の豪農も、既にこの頃までには有信社に加わっていたと思われる。

次に請願書の一部を抜すいしておこう。

……方今我皇国ノ情勢ヲ觀察スルニ之ヲ内ニシテハ人民未ダ参政ノ權ヲ得ズ。而シテ風俗愈々衰壞ス。之ヲ外ニシテハ國權未ダ拡充セズ。而シテ洋夷ノ跋扈日益々甚シ矣。今夫レ邦家ノ衰退ヲ挽回シテ人民ヲシテ一心同情皇室ヲ永遠ニ保護セシムルハ只国会ヲ開設シテ君民共治ノ美政ヲ施行スルノ一途アルノミ。(中略)今ヤ我国ノ情況ヲ視察スルニ上下乖離シ財政的ニ困難ニ陥リ条約改正未ダ其効ヲ奏セズ。而シテ虎狼其霧ニ乗ゼントス。抑我瑞穂州ハ四面環海屹トシテ東洋ノ一隅ニ卓立スルノ別乾坤ニシテ……皇統連綿天地ト共ニ窮リナク未ダ曾テ他邦ノ屈辱ヲ被ラザルノ美帝國ナリ。然ルニ今日如此洋夷ノ侮蔑ヲ被リタメニ堂々タル我神州ノ權議ヲ汚損スルニ至ル。苟モ我日本人タル者真ニ悲憤慷慨ノ至リニ堪ヘザル処ナリ。(中略)果シテ然ラバ今日救世ノ策ヲ講ズル者ハ叡旨ヲ奉体シテ天地ノ公道ニ基キ速ニ国会ヲ開設スルニアルナリ。国会ヲ開設シテ人民参政ノ權ヲ得而シテ独立自治ノ氣象ヲ振作シ以テ國家ノ艱難ヲ分担シ上一致広く公議与論ニ則リ其宜シキヲ制スルアラバ皇室ヲ富嶽ノ安ニ置キ奉リ財政ノ困難ヲ救済シ國權ヲ拡充スル何ノ難キコトカ之レ有ラン。(以下略)

右に長々と引用したのは、彼らの国会開設論の発想を見るためである。一読して、如何に公式文書とはいへ、情勢認識が大状況的で、「洋夷ノ跋扈」⁽²⁾、「国家ノ艱難」↓「国権拡充」という視点からストレート且つ強引に国会開設が提起されていることを知りえよう。この点で、約半年前に出された国会期成同盟の「上願書」には租税協議権が提起されていたことや、同期の他県の請願書・建白書の中には地域民衆の未来への具体的抱負を盛込んだものが僅かながらあることを思うと、有信社員の起草による本書は甚だ抽象的的一般的である。そして同時に彼らの国会開設論を支えていた基盤が、かの幕末期の攘夷論的色彩を濃厚にもった国権論であったことも知りうる。こうした思想に基づく民権運動とのかかわり方は、地租軽減等の生産的要求を第一義的課題とした豪農のそれとの違いを示しており、それが又後の運動における彼らの特徴的な在り方をも規定してゆくが、それは後述にまわす。

さて請願書であるが、それは当然却下された。だが木呂子・長坂らが上京により得た成果は、同じように上京してきた全国の諸代表との接触の機会を得て、全国の運

動とのかかわりあいをもつようになったことであろう。

まず翌十一月、群馬からは初めての全国的運動との連繫とも言える有志公会への出席となる。次で翌十二月關東六県の代表五十数名による関東同志会へも参加する。これは自由党結成に向けたさまざまの動きの一つであるが、翌年三月の六県代表百余名による会合には、茨城の磯山清兵衛、栃木の鯉沼九八郎・新井章吾ら、のちに自由党急進派となってゆく者たちにまじり、群馬からも齋藤王生雄・長坂八郎ら四名が参加した。全国的運動との接触がこうした面々との結びつきにおいてなされたことは、のちの上毛自由党の急進化を考える上で重要な要因であると言えよう。ただ自由党結成前の諸派の妥協・対立期にあつては、有信社は士族結社であつた丈に、立志社↓愛国社系にも親近感をもつたようである。

十四年十月自由党は結成され、有信社も上毛自由党となる。だが結党後一年余にして大幅な離脱現象が現われ始める。その原因としては、福島事件の徹底的弾圧と、十五年十二月の太政官布告六一七〇号が挙げられる。⁽³⁾こうした政府の攻勢のまえに、目前の実効をめざしていた多くの豪農は戦列を離れ、松方財政下での経済状況に

自らの経営を即応させるべく専念していったのである。——そしてこうした現象のまゝに党中央は、党を二十三年の国会開設にむけた準備政党として運動をその枠内に限定してゆき、その方針に不満をもつグループが、やがて急進派を形成してゆく。

こうした中であつて上毛自由党はどうであつたか。十六年における県下での政談演説回数を見ると、十四・五年よりもはるかに多い。⁽⁴⁾ そのうち十五件について『自由新聞』等から内容を知りうるが、宮部をはじめ幹部が精力的に県下全般を動き廻っているといえる。全国的にいへば、十六年以降になると、党の方針により在地活動は激減し、大井憲太郎につらなる一部の活動家のみが特定地域で活動する例はあるが、群馬のように県の自由党幹部が一体となつて県下に働きかけている例は少ない。ではなぜ上毛自由党の活動家は、全国的離脱傾向の中にありながらも活動的でありえたのか。この問題は、離脱現象を招いた原因——政府の攻勢——の質と関連している。詳しくは別稿で述べたので繰返さないが、豪農層を主たる対象とした政府の攻勢も、士族を中心とする上毛自由党にはさしたる打撃でなかつたこと、逆に「薩長政府」

のそうした攻撃が強まれば強まる程、尊攘運動や戊辰戦争を経てきた彼らの志士的・先覚者の気概を奮立たせ、運動に挺身させてゆくことになつたこと等が挙げられよう。⁽⁵⁾ そして党中央が本来の任務を放棄してしまつた以上、従来の人的関係もあり、関東各地の同志と共に、党内急進派となつていたのである。⁽⁶⁾ これまで、民権運動における士族層のはたした役割は専ら一面的に否定的のみ評価されてきたが、有信社↓上毛自由党のような場合は、その士族的体質の故に、豪農層が脱落し運動が退潮化してゆく中であつても活動的でありえた事實は見直されねばならないであろう。

だが政治的活動はそれ自体に意義があるのではなく、状況の中でもつた意義が問われねばならないことは言うまでもない。とすれば、松方デフレの下で余儀なく戦列を離れざるをえなかつた豪農層や、苦吟する民衆との関係において、それは問われなければならない。すなわち彼らの農民層への働きかけの内容を見る必要がある。だがこうした視点から彼らの活動を見ると、その主観性は眼を覆うべくもない。例えば演説会・懇親会等での彼らの演説内容を見ると、「自由」「立憲政体」の立場から

の「専制政府」攻撃や官憲の横暴への糾弾、三菱・改進黨攻撃に終始し、当時の人民の生活に大きな影響を与える具体的問題についてはほとんど触れられていない。一例として十六年五月二十七日西群馬郡室田村での自由懇親会での彼らの発言をみると、「自由の貴ぶべき民権の重ん」ずべき所以、「結合の緊要」、「政府と人民との関係」、「自由権の恢復」等の啓蒙的一般的なアジテーションに終始し——民権初期より大都市で見られた演説会の内容とさしたる変りはない——、伊賀我何人に至っては、バクーニンやザスーリッチの列伝の披瀝に終っている⁽⁷⁾。こうした具体性に乏しく、ただ「専制政府」攻撃のみをめぐらした、主観的で空疎な——こうした発想は、さきの「国会開設請願書」にも通ずる——内容が当時の農民たちの求めていたものから遠いものであったことは言うまでもないであろう。そこでは彼らのパトスが空回りする丈で、農民たちを惹きつけえなかつたのも当然であった。だがその焦躁感が十七年以降の事態へと駆り立てるのである。

群馬事件については別稿で詳しく見たので以下簡単に触れる⁽⁸⁾。豪農層を見限った彼らは、「深山窮谷の民」に

新たな希望を托し、十七年に入るとその組織化を進めてゆく。だがそこでも彼らの体質としての指導者意識は、困民党農民を自らのプランに利用するという観点が強く、独自の伝統をもつ民衆闘争の世界に入り込むことはできず——それが可能となるためには、幕藩時代には支配者であったという過去の自己を否定し、同時に時としては自己が弾圧したことのある被支配者を同志として認めることが必要であったろう——、目標からは遠い結果に終らざるをえなかつたのである⁽⁹⁾。

(1) 『群馬県議会史』第一巻、一五六—一三頁。

(2) 例えば相州九郡二万三千五百余名の「国会開設建白書」を見よ。色川大吉「三多摩自由民権運動史1」『多摩文化』第七号参照。

(3) 詳しくは拙稿「群馬事件とその背景」『歴史学研究』四〇五号・三三頁参照。

(4) 詳しくは注(3)三五頁・表1参照。

(5) 詳しくは注(3)三四頁参照。

(6) 詳しくは注(3)三四—三五頁参照。

(7) 『自由新聞』明治十六年六月二日号。

(8) 詳しくは注(3)の2・3章参照。

(9) 大井憲太郎らの決死派（及びその有力なる一部を構成した上毛自由党）は、党中央が放擲した課題をあくまで遂

行していた部分として、従来より高い評価が与えられているが、単に活動していたという点での評価は一面的であり、その質をも含めて再吟味される必要がある。その最も悪しき例は、彼らを「革命的民主々義派」——その根拠には大井の『時事要論』があるが——とみなす後藤靖氏の見解であろう。こうした立場からは、彼らの敗退の原因は政府の弾圧にあったとする俗流の見解を導く丈で、敗北の内因は捉えられない。

三

明治十六年以降の離脱現象にみられる民権運動の衰退の中で、半ば孤立的に運動に挺身してゆかざるをえなかったのが自由党決死派であったが、その主要なる一翼を担っていたのが上毛自由党であったとすれば、その運動は必然的に決死派のそれと同じ途を辿ることになる。まず密偵照山俊三殺害事件（十七年四月）により、領袖宮部や長坂・深井卓爾・新井愧三郎らが教唆の科で起訴され、そのうち宮部・深井は謀叛罪で十二年の有期徒刑を受け、北海道樺戸監獄に送られる。次が群馬事件で、日比遜・三浦桃之助以下在地黨員を含む四十数名が長期徒刑に処せられる。そして翌年の大阪事件で、山口重五

郎⁽¹⁾・久野初太郎らが連坐するのである。有信社系の自由黨員のほとんどは、こうした十年代後半の絶望的とも言える戦いに關係し、そして徹底的に弾圧しつくされ、活動の息の根を止められてしまうことになる。そして二十年以降になると、民党の主力はほぼ豪農出身者にとって代られる⁽²⁾。だが彼らの衰退の原因を単に権力による弾圧にのみ求めてよいであろうか。以下この問題について、二十年以降の群馬政界をリードすることになる豪農たちとの対比の中から考えてみよう。

確かに、二十年代に入ると時代は大きく変わりつつあった。徳富蘇峰の『将来之日本』が、民権派の敗退の間隙をぬって颯爽と登場し、「新日本の青年」たちに明るく未来を語りかけていた。だが群馬の場合には、そうした蘇峰の楽天的平民主義が享る一般的時代状況だけでは語りえない問題があった。例えば十年代に長らく県会議長をつとめ、第一回衆院選に当選する安中の豪農湯浅治郎は、既に早くより、帰朝した新島襄の教えに共鳴し、ピューリタンの精神に基づく厳しい戒律の実践を通じて新たななる生活倫理の確立をめざし、共同養蚕所の設置等に見られるように清新なる労働観・経済観に支えられた地

域活動を展開して(3)いた。そしてこうした動きは単に安中・湯浅のみに限らなかった。湯浅は民権期に入ると、県議の有志と、「人生の自由と社会の改進黨」をモットーに、それと地租軽減をめざすことを加えて、上毛協和会を結成し、『上野新聞』を発刊しているが、その仲間の県議にはクリスチャンが多かった(4)。一方県会の主力をもなした彼らは、郡長・知事の民選要求に代表されるような地方自治制確立の闘いをすすめ、他方多くの困難にぶつかりながらも公娼廃止運動を展開していたのである。これらの問題は自由党の看過していた問題であった。地方自治の問題についていえば、上毛自由党は県会にほとんど足場を置かなかつたことにもよるが、「専制政府」との直接的対決を至上とする彼らには第一義的課題とはなりえなかつたし、廃娼問題に至っては、当時の民権家のふしだらさは更めて言うまでもないが、宮部は存娼派であつた(5)といふ。

こうして群馬にあっては、有信社↓上毛自由党と協和会に代表される豪農とは、それぞれ別個の課題を担ったわけであるが、それは本来的には民権運動において結びつくべきはずのものであつた。だが、群馬の場合には一方

は幕末尊攘派から出発し、特殊な維新体験をバネとして運動を展開したのに対して、他方はその維新によって魂を呼び覚められた新たな自己形成を遂げていったという、両者の歴史的性格のちがいがからする国家・社会・生活に対する位置づけの相違の大いさの故に、雁行的なものとならざるをえなかつたといえよう。そして、前者が少数志士による絶望的な対「専制政府」闘争へと自らを投企することにより潰滅的敗北を蒙らざるをえなかつたのに対し、後者は十年代の成果を踏み台にしつつ、嵐の時代のあとの新たな生産理念を求め、県民の支持を、より一層強く受けてゆくことになるのである。

こうして維新以来の破乱に富んだ上毛自由党の歴史は閉じられてゆく。宮部は出獄後、県政友会の長老として重きをなしたが、さしたる活躍はなく、せいぜい赤城館事件(6)で勇名を馳せたにすぎない。又他の者も県の青史にその名を留めている者はほとんどいない(7)。又士族層も幕末維新から出発した世代に代り、青柳新米・深沢利重(速水堅曹の義弟)たちの世代となり、彼らは廃娼運動・女子教育問題・非戦運動などに活躍することになる。一方豪農(蚕糸ブルジョア・地主)たちの活動には天

皇制国家体制を下から支える側面をもちながらも、その中の一部からは柏木義円らに連なる人材をも輩出してゆく。

こう見てくると、同じ時期・同じ地域にありながらも、一方には、自己の日常生活の一切を犠牲にして、当時の国民的課題であったともいえる「立憲政体の樹立」をめざして只管に「専制政府」との非妥協的徹底的な闘いに挺身し、絶望的敗北を喫していったものがあり、他方には、いわば日常生活意識の変革を第一義的課題とし、ある面では権力との妥協・唇齒輔車の関係——天皇制支配機構を補完し強化する——にありながらも、精神的変革から地域コミュニティの近代的転化を図り、その一部からはやがて軍国主義的海外進出へとすすむ日本近代のコースに対して、非妥協的な精神的自立性を保ちうる地点をも生み出すに至る可能性を秘めたものがあったことを知りうる。最後にこの両者に一言ずつ触れて、今後の課題を自らに命じ、本稿の結びに代えたい。

尊攘論は、始めの部分でも記したように、それ自体すぐれて現実状況への実践的対応として出発した側面をも

っていた。だが政治論として一応まとまりを見せ、例えば民権期に至り現実的状况と向い合った時には、権力との対応のみが第一義的課題として昇化されてしまう側面のあることをも想うと、そうした思考パターンを必然化する伝統的思想の体質を指摘しうるが、それを、全く異質の土壌に開化した西欧近代思想の発想様式から断罪し、切り捨ててしまえば、それらの運動の切り拓いていった地平のトータルな否定につながるし、また時としてあったその近代的転化の可能性（色川大吉『新編明治精神史』を見よ）の一切に目をつむることになるであろう。

また逆に、群馬のキリスト者たちの、状況に対する自立的拠点獲得の思想的営為を、彼らが村落支配者層であったという存在被拘束性の故に否定したり、或いはキリスト教という思想様式をとったことにのみ眼を奪われて、西欧的ないしは唯心論的であると整理してしまうと、それは彼らにあった「土着性」・「愚俗性」（伊谷隆一『非戦の思想』）の一切の放棄につながるであろう。そして又、これら両者の功罪を並列的に羅列してみても、何も生み出しえないことも事実である。問題は、いかにして日本近代思想を対象化してゆくかということを念頭に置

きつつ、これらの歴史的事実（及び思想）を組上にあげ、まむかつてゆく中にしかない。——この場合、世直し一揆・困民党・小作争議等に代表されるような民衆運動の諸相をも考慮に入れてゆく必要がある。だが、これをもにするには、現在の筆者はあまりに非力であり、又手にしている内容もまたあまりに乏しい。本稿についていえば、運動論に力点を置いたので、水戸学↓尊攘運動↓民権運動の内的必然性・連関性を必ずしも明らかにしていない。また、協和会系豪農については単なる比較の問題としてしか言及していない。

西南雄藩とはかなり異質の性格をもちながらも長い伝統のある上毛の尊攘運動や、湯浅治郎から柏木義円に代表される群馬の土着的・キリスト教的な地域改良・精神変革運動については、今までほとんど顧みられてこなかったもので、その学問的成果は非常に乏しい。筆者は、自分の視点を確認しつつ、こうした問題を今後とも考えてゆくつもりであることを述べ結びに代えておきたい。

(1) この期の山口については、色川大吉『新編明治精神史』第一部5に出ている。

(2) 有信社↓上毛自由党系で衆議院選挙に当選するのは、

清水永三郎（第二回）・宮部（第八回）各一回のみで、他のも落選を繰返した丈であった。

(3) 湯浅については、とりあえず武田清子『人間観の相剋』四の2を参照のこと。

(4) なお当時県会において有力であったグループとしては、湯浅らの外に、高津仲次郎・三俣素平らの明己会（明治十四年結成）がある。その階層は協和会とはほぼ同じであるが、前者がキリスト教徒が多く、中央の政治勢力と一定の距離を保ったのに対し、後者は非キリスト教徒で、政治的には改進黨に親近感をもっていたようである。

(5) 萩原進「勇ましき先駆者」（前出）参照。

(6) 政友系・非政友系の二派に分れて争われた明治四十年の県議選後、政友系から脱退した八人の議員を奪還すべく、政友系議員・壮士が、脱退県議の居た赤城館に乗り込み、乱闘の末、その二人を取戻した事件。このとき宮部はその主謀者として起訴された。（正木重之『群馬県政史』後編・一の（一）参照）。

(7) これに対して斎藤壬生雄だけは、海老名弾正の影響もあったが、「皮相の改革より人心の改革が急務なり」として受洗し（十七年四月）、大阪事件への参加を断る。二十一年以降は東北・北海道各地の牧師を経て、のち押川方義の下、東北学院の理事となり、キリスト者としての生涯を送った。（『青柳新米回想録』及び青木正親「斎藤壬生雄先生略歴」『上毛教界月報』大正十三年二月二十六日号）。

(8) 彼ら豪農の活動には、十年代においては困民党等の攻勢をいかにかわすか、又二十年代においては松方デフレ後の荒村状況を、自らの支配を貫徹させつついかに再編してゆくかという、村落支配者としての立場に基づく発想のあったことも忘れてはならないであろう。

(9) なお誤解なきよう付言するが、筆者はここで両者を対立として扱っているのではない。両者には同質性も少なからずあったのだが、そしてそれはそれなりに重要な問題を提起しているのであるが、問題とする時期にあっては、その異質性の方が重大な意味をもったということである。

(東洋英和女学院短期大学講師)